令和2年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第4回東彼杵町議会定例会は、令和2年12月9日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

林田 二三 君 1番 2番 立山 裕次 君 口木 俊二 君 3番 浪瀬 真吾 君 4番 5番 大石 俊郎 君 尾上 庄次郎 君 6番 7番 後城 一雄 君 富男 君 8番 浦 9番 森 敏則 君 10 番 橋村 孝彦 君

11番 吉永 秀俊 君

- 2 欠席議員は次のとおりである。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 岡田 伊一郎 君 教 育 長 粒﨑 秀人 君 三根 貞彦 君 副 町 長 会計管理者 森 隆志 君 総務課長 松山 昭君 健康ほけん課長 構 浩光 君 町民課長 農林水産課長 髙月 淳一郎 君 工藤 政昭 君 農委局長 (髙月 淳一郎 君) 税財政課長 山下 勝之 君 水 道 課 長 氏福 達也 君 まちづくり課長 岡田 半二郎 君 建設課長 楠本信宏君 教育次長 岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 滝川 千香子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 議案第79号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営 に関する条例の制定について

日程第 2 議案第80号 東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第81号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第82号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のた

めの固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第83号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第84号 東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の

一部を改正する条例

日程第 7 議案第85号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第86号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)

日程第 9 議案第87号 令和2年度東彼杵町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)

日程第 10 議案第 88 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業会計補正予算(第 3 号)

日程第 11 議案第 89 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 12 議案第 90 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第 13 議案第 91 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 4 号)

日程第 14 議案第 92 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

日程第 15 議案第 93 号 町民グラウンド屋外照明設備改修工事請負契約について

6 散 会

開 会(午前9時27分)

○議長(吉永秀俊君)

定刻前ではございますけれど、全員お揃いのようでございますので、ただいまから定例会を始めます。

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第79号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の

公営に関する条例の制定について

日程第 2 議案第80号 東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第81号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(吉永秀俊君)

日程第 1、議案第 79 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 80 号東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 81 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

おはようございます。議案第 79 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の 公営に関する条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、公職選挙法の一部改 正により、町村の選挙における選挙公営の対象が拡大されることによる条例の制定が必要なため、 提出するものでございます。

次に、議案第80号東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、情報技術の発展、普及に伴い、電子媒体による公告がより広範な公告の実現に資するため提出するものでございます。

次に、議案第 81 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、私が、昨年 5 月に就任をいたしましたが、令和元年度の決算審査で指摘がありました明治の民家貸付料につきまして、普通財産貸付規則に反して未徴収であったため提出するものでございます。

以上3件の詳細につきまして総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり総務課長。

○総務課長(松山昭君)

まず、議案第79号を補足説明いたします。

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のために選挙公営の対象を、市と同様のものに拡大 する公職選挙法の改正が行われまして、それに伴う条例の制定をするものでございます。

議案と共に条例制定資料1という A4 の1 枚ものをお配りしておりまして、公職選挙法の一部を 改正する法律概要というものをまずご覧いただきたいと思うんですけれど、大きく改正は3つ。

1つ目に、町長・町議選挙の選挙公営の拡大で、選挙運動用自動車の使用に係る経費や選挙運動用ビラ、ポスターの作成費が公費負担とされることになっております。

第2に、それまで認められていなかった町議選挙での選挙用運動用ビラの配布、頒布が1,600枚の上限で解禁されることになります。

3つ目に、第3で町議選挙に供託金制度が導入されることになりました。供託金の額は15万円。 没収点は、有効投票数を議員定数で除して得た額の10分の1となっております。

施行期日は、提案の理由に書いてありますとおり、もう既に法が施行公布されて、12月12日から施行されることになっております。

実際、議案の方の条例をめくっていただいて、条例のものを見つつ、条例制定資料 2 というもので概要を書いておりますので見比べれていただけながらご覧いただきたいと思いますが、条例制定資料 2 の方でいきます。

第1条に書かれているものは、この選挙公営の拡大に伴って必要な事項を定めるという趣旨を書いたものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の公費負担の上限額6万4500円、1日当たりです。それに、運動の期間、町村選挙では5日間となりますけれど、それを掛けたものが上限となります。

ただし、供託金が没収された場合は適用されないというものでございます。

第3条についてです。選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出事項を記載したものでございます。選挙運動用自動車の公営の適用を受けようとする場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と 有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出る必要があると規定しております。

一般乗用旅客自動車運送事業者等とは、タクシー、ハイヤー等の貸し切り型で乗客数 11 人未満 の旅客運送事業者をいいます。

等となっているその他のものとしては、レンタカー業者やマイカー所有の知人等を規定しております。

なお、生計を同じにする親族が所有するマイカーを借りる場合は、対象とならずに、その親族が 業としている自動車の貸し出しを行っている場合に限るとなっております。

資料の2ページをめくっていただいて、第4条でございます。選挙運動用自動車の公費負担の支払い、手続き等でございます。

まず、契約類型ごとに公費負担上限額が異なっております。(1) として、先ほど言いましたタクシーやハイヤー等との契約の場合に支払う上限は、1日当たり6万4500円でございます。

(2) でしている部分は、タクシー会社以外の場合のことを提起しておりまして、ア、イ、ウとそれぞれアが自動車の借入契約の場合、上限額は1日1万5800円を上限。イの場合に燃料の供給の

契約、それで上限は1日当たり7560円でございます。ウが運転手の雇用に関する契約の場合でございまして、1台につき1人上限は1万2500円、それぞれ契約ができることとなっております。

支払い方法については、直接候補者の方に支払うのではなくて、それぞれ業者さんの方に、町が 直接支払うということになっております。その手続きに関しては規則の方で定めるということでな っております。

第5条、条例上は2ページになりますが、第5条には、選挙運動用自動車の使用の契約の指定ということで書かれております。これは先ほど言いました(1)でタクシー業者と契約する場合、(2)でそれ以外の場合の契約の場合それぞれ両方使う場合ということが考えられる場合は、1日当たりどちらか一方にしなさいという規制を規定してあるものでございます。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公営ということで、選挙運動用のビラを公営と負担するという 規定でございます。ビラのサイズについてはA4サイズでございます。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、自動車と同様公営の負担を受けようとする時は、ビラ作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届ける必要があるという規定でございます。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きということでございます。選挙運動用ビラの公営負担は、1枚当たり作成単価が7.51円の上限でございます。ビラの作成枚数は、町長5,000枚、議員1,600枚の範囲内でございます。同様に、直接、業者の方に支払う方法を取っております。

条例上3ページになりますが、第9条、選挙運動用ポスターの作成の公営でございます。選挙運動用ポスターの公費負担の上限額を公営で行うという第9条の規定でございます。

第 10 条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出、適用を受けようとする者は、業者等と 有償契約を締結し、選挙管理委員会に届ける必要があると規定したものでございます。

第11条、選挙運動用ポスターの公費負担は、1枚当たりの作成単価にポスターの作成枚数を乗じた価格の範囲内ですということで、東彼杵町は60枚のポスター掲示がございます。60枚掛けるの525.6円に31万500円を加えたものが上限額となり、1枚当たりとすると1枚当たりの5701円となるというものでございます。

第 12 条でございます。委任事項で、規則に基づき支払われた時の方法や様式等は定めるという ものを規定したものでございます。

以上、この条例は公布の日から施行するということでございまして、12月以降公布を行い、それ 以降の選挙から適用されるというものでございます。

先ほど言いましたように様式等につきましては、選挙管理委員会の規則の方で定めます。詳しく はその規則等によるものということで、立候補予定説明会で十分説明はいたすつもりでございます。 以上79号の条例制定でございます。

引き続き、議案第80号の補足説明をいたします。

東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例でございまして、提案の理由といたしまして昨今の情報技術の発展、普及に伴い、電子媒体による公告がより広範な公告実現に資するということで本案

を提出するものでございます。

議案をお開きいただきまして、改正後、改正前の比較を見ながら説明をいたしたいと思いますが、 改正前につきましては、条例の公布については、第2条に、条例の公布は、町役場掲示場に掲示し て行うといたしておりましたけれども、第2条第2項に、条例の公布は、原則として町公式ウェブ サイトに掲載してこれを行うとしております。それに併せまして、第2条の1項の方に、但し書で 次項の規定により掲載する場合は、条例には町長の記入をもって署名に代えることができると付け 加えたものでございます。

第3条、規則に関する準用ということで、第3条は、町役場掲示板に掲示して行う、これを準用 しておりましたけれど、同様に原則として町公式のウェブサイトに掲載して行うということを準用 するということで、第3条第2項に規定しております。

なお、第1項には、規則を公布しようとする時は、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならないということで署名の方を記名の方に書いております。

第4条、規程の公表ということで、第4条においても第4条の第1項、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して町長印を押さなければならないというものを、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならないということで、公印の押印を省略しております。これについては、国においても印鑑の廃止等を行っております。これについて準用したものでございます。

第5条、裏面を見ていただいて、改正後の方です。第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則、 その他町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用するとしております。この場合において、同条第1項中、町長名とあるのは当該機関名又は当該機関を代表する者の名と読み替えるものとするということで、その他の機関等の規則等の準用を規定しております。

第6条におきまして、町長の定める規則若しくは規程又は町の機関の定める規則若しくは規程は、 それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができると書いております。

附則におきまして、この条例の施行日は、令和3年4月1日から施行するとしております。

また、同様に東彼杵町税条例の一部改正を附則の方で行っております。第2項の方に東彼杵町税条例(昭和40年条例第11号)の一部を次のように改正するとして、第18条の中の町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場を東彼杵町役場掲示場に改めるとして、これについては掲示板に貼るものとしております。

なお、原則、町公式ウェブサイトに掲載することとなりますが、閲覧については総務課の方で閲覧できるような形で、紙についても公表もいたす予定でおります。以上80号の説明を終わります。

議案第81号につきまして補足説明させていただきます。

提案の理由につきましては、明治の民家貸付料未徴収について、町長としての責任をとるため本 案を提出するものとされたものでございます。

めくっていただきまして、改正前、改正後とありますが、改正の部分は下線のみということで、 附則の第35項に、令和3年1月分の町長の給料に関する附則第30項の規定については、同項中 100分の20とあるのは100分の30とするということで10%の減額を加えたもので、条例改正でご ざいます。以上3件の説明を終わります。

○議長(吉永秀俊君)

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

議案第 81 号をお願いします。これは、明治の民家貸付料未徴収を町長は責任をとる。これは確認ですけれど、これは岡田町長のときではなく前町長のときではなかったかと記憶しているんですけれど、私の勘違いですか。その点をお答えください。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

私が 5 月 22 日から就任いたしまして、その前にずっとまちづくりの事業だということで無償だということで経過をして来ておりまして、5 月の始めに既に契約が終わってしまっていた。しかしながら、私が 5 月 22 日就任後に、8 月にかき氷の方にお貸しをした。だから、私の期間中に貸したのを、私が本当は是正ができるかどうかがわかりませんでしたが、既に相手方との契約が終わっておりましたので、その契約が終わってなければ、私は是正をして、当然規則に基づいて徴収をするべきだったと思っておりますが、それが不可能だったために、やはりこれは町の公費、規則でございますので、法律に反していたということで私が責任をとるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今、町長が答弁されたように、町長の時が、既にもう就任された時は契約されていたわけですね、 打つ手がないわけですよ。それを現職町長になったからといって責任をとるというのは、ちょっと これは筋違いではないのかなと私は感じているんですよ。これは岡田町長が責任をとるべきもので なくて、辞められて今はおられませんから仕方がないですけれど、私は前町長が責任を負うべきも のだと理解していますから、岡田町長のこの10%カットというのはちょっと合点がいかない。カッ トする必要性はないのではないかなと私の意見です。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

私は、いつも申しておりますように、行政が継続して来て、職員がそのとおり契約をしてしまった。職員の間違いも、やはり町長の、最高責任者として、やはりけじめを付けるために私は責任をとって、今後の行政にももうちょっと緊張感を持って職員にもあたっていただくためにも、私は自らこういう処分は是非お願いして、こういう形でとらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は総務厚生常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。議案第80号、議案第81号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号、議案第81号は、委員会付託を省略することに 決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号東彼杵町公告式条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

町長の答弁は継続性ということでありますけれど、やはりこれはいくら継続性であっても、その時に就任しておられない時に契約がなされたことであり、やはりその責任を負うというのはちょっと筋違いであると私はそう思いますので異議を申し立てました。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

これから、議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

O---Δ------Δ---Δ---

○議長(吉永秀俊君)

暫時休憩します。

暫時休憩(午前9時47分) 再 開(午前9時49分)

○議長(吉永秀俊君)

休憩前に戻り、会議を始めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は異議がございましたので起立採決としたいと思いますので、本案は原案の とおりに決定することに異議のない方は起立してください。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

賛成多数です。したがって、議案第 81 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のた

めの固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第83号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第84号 東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一

部を改正する条例

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第4、議案第82号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第83号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第84号東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、ご説明をいたします。

議案第82号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の 課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、総務省令 の一部改正に伴い、規定の整備を行うため本案を提出するものでございます。

次に、議案第83号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例についても規定の整備を行うため提出するものです。

次に、議案第84号東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正 する条例でございますが、提案理由としまして、所得税法等の一部を改正法律により、租税特別措 置法の改正により、本条例についても整備を行うため提出するものでございます。以上、3件の詳 細につきましては税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い いたします。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

それでは、町長に代わり議案第82号についてご説明いたします。

本条例につきましては、地域経済牽引事業者として認定を受けた事業所が、取得した一定規模以上の土地、家屋の固定資産税について3年間減免措置を行うものになります。

改正内容についてご説明します。議案書をめくっていただいて、第2条の第4号の箇所になります。対象施設部分に引用している省令の名称中、第25条を第26条に改正を行いました。これは、上位法改正による条ずれによって、省令名が改正されたことに伴い、本条例についても改正を行ったものになります。

なお、制度内容については、変更はございません。また、施行日については、交付の日からでご ざいます。議案第82号については以上になります。

続きまして、議案第83号についてご説明いたします。

地方税法の改正により、令和3年度から所得及び基礎控除の考え方が変わり、基本的には給与若 しくは年金収入に係る所得と、それから基礎控除がそれぞれ10万円増える内容となっております。

国民健康保険税については、所得が高くない方については、軽減措置を適用し減額をしております。軽減判定を行う際、算定に用いる基礎控除相当額の金額について、今回条例改正を行っております。

条例の改正内容につきましては、別紙の国民健康保険税条例の改正概要という別紙にまとめておりますので、こちらでご説明いたします。

1段目の、第23条については、軽減割合に応じて3号建てになっておりますが、いずれの号も、判定に使う基礎控除相当額として33万円となっていたものを、43万円に給与年金収入を持つ人の人数から1を除いた数に10万円を掛けたものを加える金額に、改正を行っております。この改正の結果、令和3年度以降も、従前の軽減判定と同じ区分で判定できる内容の改正となっております。

改正概要の下段の附則第2項につきましては、法改正に合わせた規定の整備を行ったものになります。

最後に、この改正条例の施行日は令和3年1月1日となります。議案第83号の説明については、 以上となります。

続きまして、議案第84号についてご説明いたします。

東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例につきましては、税以外の地方自治法第 231条の3の規定に基づく公債権の延滞金等について定めたものになります。 改正内容についてご説明いたします。議案書をめくっていただいて、附則部分でございます。第 1項につきましては、下線部第2項を削除しております。これは、条例第7条については1項建て になっておりましたが、誤って引用していたものを訂正を行いました。

その下、第3項につきましては、上から3行目になります。下線部分の冒頭の特例基準割合を、延滞金特例基準割合に改正をしております。これは、租税特別措置法の改正により定義する名称が変更となったことから、本条例においても名称の変更を行ったものになります。以降につきましても、規定の整備を行い、同様に名称を変更しております。

なお、この改正につきましても制度内容に変更はございません。

最後に、この改正条例の施行日につきましては、令和3年1月1日となります。議案第84号の 説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。 「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号、議案第83号、議案第84号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第82号、議案第83号、議案第84号は、委員会付託を 省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第82号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第85号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長(吉永秀俊君)

次に日程第7、議案第85号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第 85 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としましては、省令の一部改正が公布されたことに伴いまして、町条例につきましても改正を行うため提出するものでございます。詳細につきましては健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長(構浩光君)

それでは、議案第 85 号東彼杵町指定居宅介護支援等の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして町長に代わり説明します。

平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、 事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延 長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合 について、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とする省令が公布されたため改正 を行うものです。

新旧対照表をお開きください。改正前の第6条第2項の3行目の門員の後に(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)を追加し、4行目のならない。の後に、ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。を追加しました。

また、附則第2項の平成33年3月31日を令和9年3月31日に改正し、2行目、専門員の後に (介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を追加しました。

次のページを開いてもらって、附則第3項を新たに加えました。

内容としまして、令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同行中「、第6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の規定による指定を受けた事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に 1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

内容としましては、東彼杵町にはこの施設が5か所あります。もみの木荘の居宅支援事業所、ケアプランセンターののんの、東彼杵町社会福祉協議会、訪問介護ステーションかけはし指定居宅介護、株式会社九州たまがわハートフルケアたまがわが該当いたします。このいずれの施設においても介護支援専門員がおられますので、これが延期した場合もこの内容には該当しますのでご報告します。以上です。よろしく、審議の方お願いします。

○議長(吉永秀俊君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第85号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第86号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)

○議長(吉永秀俊君)

日程第8、議案第86号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第86号東彼杵町一般会計補正予算(第10号)でございますが、予算の総額に、 歳入歳出それぞれ1億4427万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5841万5000円と するものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、新構造改善加速化支援事業補助金 2581 万 9000 円、 塩鶴川渓流保全事業費や宿 8 号線改良工事など 7435 万 4000 円、給食センターの受電設備改修工事 や学校給食費減免に係る支援給付金など、2089 万 5000 円などでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金 2717 万 6000 円、県支出金 2617 万 7000 円等であります。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、議案第86号についてご説明いたします。

それでは、議案書の21ページをお開きください。3番歳出からご説明いたします。

1款1項1目議会費の2節給料から4節共済費まで、計59万6000円追加しております。職員の 人事異動に伴い給与、手当等の予算を調整したものでございます。以降につきましても、同様の理 由で増減したものもございますが、そちらにつきましては説明を省略させていただきます。

22 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般管理費の 1 節報酬は、会計年度任用職員の月額報酬を見直すため 52 万 5000 円追加しております。

- 5 目財産管理費 10 節需用費の消耗品費 50 万円は、新型コロナウイルス感染症対策に想定を超え 予算を執行しており、今後の予算が不足することから追加いたしました。
- 9 目電子計算費 12 節委託料は、法改正により戸籍附票と住民基本台帳が連携することからシステムのネットワークを変更する必要が生じ、業務委託料として 77 万円計上いたしました。
- 10 目地域づくり推進事業費 18 節負担金補助及び交付金は、持家奨励補助金と空き家活用促進奨励金をそれぞれ今後の申し込み見込みから算定し、計926 万1000円追加しています。
- 15 目特別定額給付金給付事業費の1節報酬から次ページの18 節負担金補助及び交付金までは、特別定額給付金事業の終了により、執行残について合計647万9000円を減額いたしました。

24 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目税務総務費の 3 節職員手当等の内、時間外勤務手当については、今後の課税事務に予算が不足する見込みから 81 万 8000 円追加しております。10 節需用費 4 万 4000 円及び 17 節備品購入費 24 万 7000 円は、申告会場におけるコロナウイルス対策事業の執行残をそれぞれ減額いたしました。

めくっていただいて、26ページをお願いいたします。2款4項7目衆議院議員総選挙費の10節 需用費は、新型コロナウイルス対策として選挙会場に設置する飛沫防止シートの購入費用を50万7000円計上しております。なお、この費用につきましては、選挙実施年度に全額選挙費用として補填される予定です。

27 ページになります。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護保険給付費の増などにより特別会計へ56 万 1000 円繰り出すものです。

- 2 目老人福祉費 11 節役務費は、令和 3 年度の高齢者タクシー券を郵便書留で送付する費用として、通信運搬費 24 万 3000 円を追加しております。その下 12 節委託料は、施設入所者の増加により老人保護措置費を 550 万 5000 円追加いたしました。
- 3 目障害福祉費 12 節委託料の障害者自立支援給付支払等システム改修業務は、来年度予定されている報酬改定に伴いシステム改修を行う費用として 26 万 4000 円を計上しております。
- 28 ページをお願いいたします。3 款 1 項 6 目後期高齢者医療費 18 節負担金補助及び交付金は、 令和元年度の療養給付費負担金確定による精算のため93 万 4000 円を追加しております。
- 29 ページになります。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金は、放課後児童クラブに対し、小学校休校時の人材確保支援と利用料減免に対し補助を行うための費用として 150 万 7000 円追加いたしました。その下 22 節償還金利子及び割引料 49 万 1000 円と、その下 2 目児童運営費の 22 節償還金利子及び割引料 756 万 5000 円になります。ともに保育事業に係る国及び県からの交付金ですが、前年度の実績から精算を行うためそれぞれ計上しております。
- 6 目子育て世帯臨時特別給付事業費 18 節負担金補助及び交付金 38 万円と、その下 7 目新型コロナウイルス対策費 18 節負担金補助及び交付金 8 万 4000 円は、新型コロナウイルス対策事業として行いました子育て世帯等への臨時給付金事業が終了しましたので執行残を減額しております。
- 30ページをお願いいたします。4款1項2目予防費の10節需用費から12節委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備を国から求められており、印刷費やシステム改修費等合計で393万2000円を計上しております。なお、これらの費用は全額国費から補填されます。
- 3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金は、町道 8 号線改良に伴う水道管移設工事の財源として水道事業会計へ 400 万円追加しております。

(財源更正)については、補正9号で予算化いたしました水道料減免事業につきまして、地方創生臨時交付金へ財源の更正を併せて行っております。

31ページ、6款1項3目農業振興費14節工事請負費は、千綿女子高等学園跡地の農地利用に係る水源確保のため、ボーリング工事を行う費用として計上いたしました。18節負担金補助及び交付

金の内、農業次世代人材投資資金は、予定していた 2 件に対し 1 件取りやめとなったため 75 万円減額しております。

その下、東彼杵町農林水産業緊急応援給付金は、新型コロナウイルス対策事業として農林水産業事業者へ給付事業を行い、終了しましたので執行残270万円を減額しております。なお、水産業費においても同様に減額を行っております。

その下の、農業ハウス・畜舎等の復旧対策支援事業補助金は、9月の台風で建物の被害を受けた 農業事業者に対し支援を行う費用です。補助率は総事業費の10分の3が県補助、10分の1が町補助となっており、合計153万6000円計上しております。

その下の、新構造改善加速化支援事業補助金は、そのぎ茶産地乗用加速化組合に対し乗用茶摘機等 10 台を購入する費用を支援するものになります。補助率は、総事業費の3分の1が県補助、10分の1が町補助となっており、合計3017万6000円計上いたしました。

4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金の町農林振興事業補助金は、7 月豪雨により被災 した農地等の復旧申請が見込みを上回っており 240 万円追加しております。

32 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目林業総務費 12 節委託料は、森林経営管理法に基づく森林整備を行うため、森林経営管理業務の委託料として 141 万 9000 円計上いたしました。

なお、この業務は2か年で計画しており、翌年度執行分は債務負担行為として計上しております。

24 節積立金は、先ほどの森林経営管理業務は、森林環境譲与税を財源として行うため基金積立金を同額減額しています。

3 目林道費 12 節委託料は、9 月の台風で被害を受けた林道龍頭泉線の支障木伐採を行う費用として 170 万円計上しております。

34ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費の3節職員手当等は、新型コロナウイルス関連事業に時間外勤務が発生しており、今後の予算不足が見込まれることから60万2000円追加いたしました。

- 2 目商工振興費の 18 節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス対策として行いました経済支援給付金等の執行残を減額しており、合計 2610 万円減としております。
- 3 目観光費の 10 節需用費及び 12 節委託料は、9 月台風で被害を受けました龍頭泉の記念碑等の 修繕や遊歩道の支障木伐採を行う費用として、合計 126 万円計上しております。

35ページになります。8款2項2目道路橋梁維持・新設改良費12節委託料は、橋梁の点検業務及び橋梁の補修設計業務について国からの補助金内示が見込めることから、合計3230万円追加しております。

その下 14 節工事請負費は、道の駅整備工事に係る町道宿 8 号線工事費用として追加いたしました。

36 ページをお願いいたします。8款3項2目河川改良費の3節職員手当等と14節工事請負費につきましては、塩鶴川渓流保全工事について、当初の予定から工事方法等見直す必要が生じ、工事変更の費用を追加しております。

37ページになります。8款7項1目渉外費18節負担金補助及び交付金の大野原演習場周辺整備

基金活用事業補助金は、蕪構造改善センターの補修要望があっており、52万8000円追加しています。

飛びまして 40 ページをお願いいたします。10 款 1 項 2 目事務局費の 18 節負担金補助及び交付金は、2 月に予定しております東彼杵中学校の修学旅行について、新型コロナウイルス感染症の発生等で急遽キャンセルせざるを得ない状況も考えられることから、旅行費用補助金 208 万 1000 円を計上いたしました。

41 ページになります。10 款 2 項 1 目学校管理費 1 節報酬は、新型コロナウイルス感染症の影響による教育活動の変化に会計年度任用職員にも対応を依頼し勤務日数が増加していることから、今後の予算が不足することが見込まれ、報酬費用を 122 万 6000 円追加しております。なお、3 項中学校費についても同様の理由で増額しております。21 節補償補填及び賠償金につきましては、小学校修学旅行を新型コロナウイルス感染症の影響なく実施できたため、キャンセル料 75 万 2000 円を減額しております。

43 ページをお願いします。10 款 5 項 3 目教育センター分室費 1 節報酬は、図書館の昼休み休館を取りやめたことにより勤務時間が増加し、会計年度任用職員の報酬費用が予算不足となることから41 万円追加しております。

また、5目文化財保護費の1節報酬は、歴史民俗資料館の会計年度任用職員年休日対応に報酬費用を執行し予算不足となることから、51万円を追加しています。

44 ページをお願いいたします。10 款 6 項 2 目体育施設費 14 節工事請負費は、新港グラウンドの 掲揚台をスポーツ大会開催時にも対応できるよう1本から3本に増設する費用として計上いたしま した。

45 ページになります。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費の 13 節使用料及び賃借料は、給食センターの冷蔵庫が故障し更新するまでの間リースで対応するため、冷蔵庫借上料を 23 万円を計上しています。14 節工事請負費は、給食センターのキュービクル受電設備を経年により更新する必要があり、改修費用として計上しております。18 節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として来年 1 月から 3 月までの給食費減免を行う費用として 470 万 2000 円計上いたしました。

47 ページをお願いいたします。11 款 2 項 2 目 2 年公共土木施設災害復旧事業費 3 節職員手当等は、災害復旧事業の対応に時間外勤務手当の予算不足が見込まれ、44 万 1000 円追加しております。

14 節工事請負費は、9 月台風の影響で被災した里漁港の防波堤を復旧する費用を計上しております。 歳出につきましては以上になります。

戻りまして 10 ページをご覧ください。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回 の補正の財源として地方交付税から 1432 万円追加しております。

11 ページ、14 款 2 項 1 目民生費負担金は、老人保護の措置費について施設入所者の利用負担収入を65 万 5000 円追加いたしました。

12ページをお願いいたします。16款1項3目土木費国庫負担金は、令和2年公共土木施設災害復旧費で計上しております工事請負費のうち国負担分を1157万5000円追加しております。

13ページになります。16款2項1目総務費国庫補助金は、特別定額給付金事業については執行 残を減額しましたので、国庫についても同額の647万9000円減額いたしました。

16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金のうち、子ども子育て支援事業交付金については、放課後児童クラブに対し行う人材確保支援と利用料減免に対する補助費用の 3 分の 1 が 国補助となりますので、50 万 2000 円追加しております。また、県負担も 3 分の 1 となりますので、 県補助金についても同額を同様に追加しております。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金です。これは、認定こども園等が行う新型コロナウイルス感染症対策への助成になります。予算化した際に科目を誤ったもので、国庫補助金を県補助金へ200万円更正を行ったものになります。3節の子育て世帯への臨時特別給付金補助金は、子育て世帯への特別給付金について執行残を減額しましたので、同額25万円を減額いたしました。

次の3目の衛生費国庫補助金については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の事業 費全額393万2000円を国庫補助として計上しています。

4 目土木費国庫補助金は、橋梁点検事業及び橋梁補修事業について、国の補助として合計で 1971 万 9000 円を追加いたしました。

15 ページをお願いいたします。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、青年就農給付金事業は事業費の減額分全額、農業ハウス畜舎等の復旧対策支援事業は事業費の10分の3、また、新構造改善加速化支援事業は事業費の3分の1を、それぞれ県補助として増減しており、合計で2361万3000円計上しております。

16 ページをお願いいたします。18 款 2 項 1 目不動産売払収入の 2 節土地建物売払収入は、彼杵 宿郷の道の駅前国道整備に伴う町有地、それと蔵本郷の消防 7 分団詰所横の町有地を売却しました ので、合計で3581 万9000 円追加しています。

17 ページになります。20 款 1 項 1 目の財政調整基金は、水道料減免に係る事業の財源更正を行いましたので1920 万円の減、3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、持家奨励金等の財源として1166 万 1000 円、5 目教育文化施設整備基金繰入金は、給食センターのキュービクル受電設備の更新等の財源として1268 万 9000 円、9 目大野原演習場周辺整備基金繰入金は、無地区公民館の改修費用の財源として52 万 8000 円をそれぞれ基金繰入として増減しております。

18ページをお願いいたします。22款5項1目土木費受託事業収入は、塩鶴川渓流保全事業については受託事業になりますので、工事変更費用及び一部事務費について2100万円追加いたしました。

19ページになります。22款6項4目過年度収入については、子どものための教育・保育給付費及び施設型給付費等事業費の国県の昨年度補助金について実績による精算を行い、不足分を受け入れるため合計で200万9000円計上しております。

20 ページをお願いいたします。23 款 1 項 3 目土木費とその下 7 目の災害復旧費は、橋梁補修設計業務と里漁港防波堤復旧業務について事業費から国庫補助を除いた金額を起債することとしており、それぞれ560万円と570万円追加しております。歳入につきましては以上になります。

それでは戻っていただいて、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正は、翌年度完了となる繰越をお願いする事業について記載しております。事業名、金額については、表の方をご確認ください。

6ページをお願いします。第3表債務負担行為補正は、森林経営管理事業について翌年度149万5000円の債務負担をお願いするものになります。

7ページの第4表地方債補正です。2事業について起債を行いますので、内容等につきましては 表の方でご確認をお願いいたします。説明については以上になります。

なお、1 ページから 4 ページの第 1 表、8 ページ 9 ページの事項別明細書、48 ページ以降の給与 費明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。以上 になります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

これから、質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

45 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目 18 節学校給食費減免に係る支援給付金 470 万 2000 円が計上されていますけれど、この件についてご質問いたします。

これは町長にお伺いしないといけないので、ちょっとお願いしたいと思います。

私の3月の一般質問において、町長の公約事項の一つであった学校給食費の助成というのは選挙公約の時に掲げておられました。それで私は質問したのですけれど、それで町長は、原材料支給、例えばいちごとか肉用牛とかお米とか、地産地消で援助していきたい。このように答弁をしておられました。それが、今回は、3か月という期間ではございますけれど、本来は良いんですよ、町長の公約をしてくださいとこの前お願いしていたんですけれど、3月の答弁の時は地産地消ということで言っておられました。この方針変更、なぜ今回、こういった支援給付金ではなくて地産地消、先ほど言ったいちご、肉用牛、お米、これでやられなかったのか、できなかったのか。やはりこういうお金でしかできなかったのか、その辺のところを町長から直接説明を伺いたいと思います。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

前回も地産地消ということで、原材料費で米とか肉とかお願いをしておりましたけれど、これは コロナの現状を見極めまして、徴収員の方の接触を避けるためにも臨時交付金でしましたけれど、 まだ終息の域が見えないということで給食費を徴収して回る、各戸を回られる方も対面で接触をさ れなければいけないということで、私の判断で今回はこの給食費を全部町で持たせていただけない かなという想いで予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

他に。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 87 号 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)

日程第10 議案第88号 令和2年度東彼杵町介護保険事業会計補正予算(第3号)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第9、議案第87号令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、 日程第10、議案第88号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、以上2議案 を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第87号令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7858万円とするものでございます。

提案の理由として、歳出は総務管理費6万6000円、償還金及び還付加算金120万円。

歳入の主なものは、財政支援国庫補助金 420 万円、県負担金 400 万円等であります。

次に、議案第88号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ322万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4191万9000円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出の主なものは、システム改修費に 55 万円、保険給付費 185 万 8000 円。

歳入の主なものは、国庫支出金 396 万 5000 円等であります。以上、2 件の詳細につきまして健康 ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康 ほけん課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長(構浩光君)

それでは、議案第87号令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

歳出の9ページをお願します。1 款 1 項 1 目 11 節役務費につきましては、6 万 6000 円の追加 補 正です。

10 ページをお願します。8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 22 節ですが、新型コロナ感染症の影響による収入が減少した被保険者に、保険税減免還付金 31 名分 120 万円の追加補正であります。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。新型コロナ感染症の影響による保険税の減免です。 1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税 1 節医療給付費分 450 万円、2 節後期高齢支援金分 150 万円、3 節 介護納付金分100万円、合計700万円の減額をするものであります。

6 ページをお願いします。3 款 1 項国庫補助金 1 目災害臨時特例補助金は、先ほど説明しました 700 万円の 2 年度還付金 10 分の 6 の 420 万円を追加補正するものです。

7ページをお願いします。4款1項県負担金1目保険給付費等交付金、400万円の特別交付金を追加補正するものです。過年度分120万円、2年度還付金10分の4の280万円です。

8ページをお願いします。7款1項1目1節繰越金6万6000円の追加補正でありますが、歳出で 説明しました役務費に、留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

戻っていただいて1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第88号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

12 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきましては、令和 2 年度介護保険制度の見直しに伴う追加システム改修費として 10 万 4000 円を追加計上しました。

13 ページをお願いします。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 18 節負担金につきましては、東彼地区保健福祉組合の介護認定システムの改修費増に伴う負担金として 44 万 6000 円を追加しました。

14 ページをお願いします。2 款 1 項 8 目居宅介護住宅改修費 18 節につきましては、申請者の増に伴い、4 月から 10 月までの実績をもとに計算したところ不足が見込まれるため、93 万 1000 円を追加計上しました。

15 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 18 節につきましても、4 月から 10 月までの実績をもとに計算したところ不足が見込まれるため、92 万 7000 円を追加計上しました。

16ページをお願いします。5款1項1目介護予防事業・日常生活支援総合事業費12節委託料につきましては、いきいき百歳体操運動指導委託料費として11万2000円を追加計上しました。

17 ページをお願いします。5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費 2 目、18 節負担金補助及び交付金につきましては、14 万 3000 円を追加計上。5 目、19 節、在宅介護者見舞金 4 万円追加計上するものです。同じく 6 目社会保障充実費は、職員 1 名の人事異動による差額分の給料、職員手当等、共済費、合計の 35 万 9000 円を追加計上しました。

18ページをお願いします。5款3項1目介護予防支援事業費3節、4節につきましては、会計年度任用職員の期末手当、社会保険料が不足するため13万円を追加計上しました。

19ページをお願いします。7款1項1目、22節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の国庫負担金の精算の結果、返還金が生じましたので2万9000円を計上するものです

次に歳入の5ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、地域 支援介護予防事業過年度交付金、保険者努力支援交付金により221万1000円減額しました。

6ページをお願いします。3款1項国庫負担金1目介護給付費負担金につきましては、1節現年度 分は歳出で説明しました保険給付費の25%分として46万4000円を追加計上するものです。

7ページをお願いします。3款2項国庫補助金1目調整交付金は、保険給付費の5%分9万2000

円。2 目地域支援介護予防事業交付金は、介護予防費現年度分の25%分2万8000円、2 節過年度分につきましては、平成29年度と30年度の地域支援事業交付金確定に伴い157万1000円を追加計上。3 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、包括的支援事業・任意事業費の38.5%、25万8000円を追加計上。4 目介護保険事業補助金は、令和2年度介護保険制度の見直しに伴うシステム改修業務費36万4000円を追加計上するものです。6 目保険者努力支援交付金は118万8000円計上するものです。

8ページをお願いします。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の27%分として50万1000円を追加計上。2目地域支援事業支援交付金、介護予防事業費の27%、3万円を追加計上するものです。

9ページをお願いします。5款1項県負担金、1節現年度介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の12.5%分として23万2000円を追加計上するものです。

10 ページをお願いします。5 款 3 項県補助金1 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、 歳出で説明しました介護予防費現年度分の12.5%分1万4000円、2 目地域支援包括任意事業交付 金は、歳出で説明しました包括的支援事業・任意事業費の19.25%分として12万9000円を追加計 上しました。

11 ページをお願いします。7款1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の12.5%分として23万2000円、2目地域支援介護予防事業の介護予防費現年度分の12.5%分の1万4000円、3目包括的支援事業・任意事業費の19.25%分の12万9000円、5目その他一般会計繰入金としてシステム改修費等の18万6000円を計上しました。

戻っていただいて1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。また、末尾の給与費明細につきましても説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第87号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第87号令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第88号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第89号 令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 12 議案第 90 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第13 議案第91号 令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第11、議案第89号令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、 日程第12、議案第90号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第3号)、日程第13、 議案第91号令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第4号)、以上3議案を一括議題としま す。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第89号令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。 この予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6353万6000円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は、工事請負費 43 万 6000 円、歳入については、県支出金 21 万 8000 円、繰入金 11 万 8000 円、町債 10 万円でございます。

次に、議案第90号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 596 万 6419 円及び 9267 万 6908 円を、債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 596 万 6419 円及び 9268 万 2271 円に改めるものでございます。

提案の理由といたしまして、打切決算による未払金 5363 円を追加するものでございます。

次に、議案第91号令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。

資本的収入及び支出の補正額 400 万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 1 億 4657 万 1000 円、支出が 1 億 5950 万 9000 円でございます。

提案の理由といたしまして、宿8号線改良工事に支障となる水道管を仮設及び本設により復旧するため400万円を追加するものでございます。以上3件の詳細につきまして水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり水道課長。

〇水道課長 (氏福達也君)

それでは、議案第89号令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について説明を加えます。

先ず歳出からご説明しますので9ページをご覧ください。2款1項1目建設費です。14節工事請負費におきまして、現在実施をしております施設更新工事の追加工事分として43万6000円を追加計上いたしております。

次に歳入ですが6ページをご覧ください。6ページの3款1項1目の農業集落排水事業費県補助金です。1節農業集落排水事業費県補助金に、43万6000円の追加工事に対します21万8000円を計上をしております。この分につきましては、県からの追加内示の話がございましたので、これを受けて追加工事費に充てております。

続いて7ページをご覧ください。4款1項1目一般会計繰入金でございますが、これも工事請負費に充てます11万8000円を追加計上しております。

次に8ページ、7款1項1目下水道事業債ですけれども、下水道建設事業債として10万円を追加計上しております。これにあたります3ページをご覧いただきたいと思います。第2表の地方債補正でございます。先ほど説明をいたしました追加事業分の町債として10万円を追加した農業集落排水事業債の下水道事業債を、530万円として補正をいたしておりますので、起債の総限度額が990万円に増額としております。

1ページ、2ページの第1表、そして4ページ、5ページの事項別明細書については、これまでの 説明の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第90号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして説明を加えます。

公共下水道事業会計は、今年度から公営企業会計に移行をしております。3月末をもって特別会計の打切決算を行いまして企業会計に移行いたしましたので、年度末時点では未収金、未払金を未確定値として取り扱っております。4月以降に正式な収入支払いを取りまとめた上で6月議会において補正を行ったところです。しかしながら、4月以降の未払金におきまして2件の支出分5363円を集計仕損じていたことが判明したため、今回、再度の補正をお願いするに至りました。

集計ミスから再度の補正をお願いすることになりましたのでお詫びを申し上げたいと思います。 大変申し訳ございません。

以上の内容についての添付資料といたしまして、キャッシュ・フロー計算書、開始貸借対照表、 予定貸借対照表について現金の動きによりまして一部変動が生じておりますので、資料として添付 をしております。説明は割愛いたします。

続きまして、議案第 91 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 4 号)について説明を加えます。

14ページをご覧ください。参考資料の実施計画明細書により詳細を説明をいたします。

今回の補正は、当初予算第4条の資本的収支のみの補正であります。

まず、下段の支出からですけれど、1款1項1目建設改良費におきまして、工事請負費に400万

円を追加をしております。これは、道の駅整備工事に関わります町道宿 8 号線の改良工事に伴いまして、水道管の移設工事が新たに必要となっております。この移設工事に伴う追加計上としております。

上段の収入です。1款2項1目の14節一般会計繰入金に400万円を追加しております。先ほどの工事請負費にあたる分でございます。

戻りまして 1 ページから 2 ページをご覧ください。実施計画書についてですが、ただいまご説明しました補正額を加えることによりまして、資本的収入の総額が 1 億 4657 万 1000 円、そして、資本的支出の総額が 1 億 5950 万 9000 円になります。

3ページから6ページのキャッシュ・フロー計算書については、資産の動きと繰入金の動きによりまして投資活動のキャッシュが一部変動しております。

そして、7ページから10ページの予定貸借対照表については、資産と長期前受金に一部変動が生じますので、これらについては添付資料として付けておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。以上、3件について説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。 「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号、議案第91号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。議案第90号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第90号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩(午前10時57分) 再 開(午前11時08分)

日程第 14 議案第 92 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長(吉永秀俊君)

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、日程第14、議案第92号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

議案第92号東彼杵町教育委員会委員の任命について。次の者を東彼杵町教育委員会委員に任命 したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を 求めるものでございます。

1、任命する者の住所氏名等、住所 東彼杵町菅無田郷 1917 番地 2。氏名 岩崎道明。生年月日 昭和 23 年 11 月 9 日生。令和 2 年 12 月 8 日提出でございます。

提案の理由といたしまして、東彼杵町教育委員として任命したいので本案を提出するものでございます。

岩﨑道明様は、長崎大学教育学部を卒業され、前大楠小学校長などを歴任され、1期目を平成28年から教育委員としてお願いをいたしております。引き続きお願いいたしたく上程をさせていただきました。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

それでは、これから質疑を行います。2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

個人のことについての質疑ではないんですけれど、町長のお考えをちょっとお尋ねいたします。 私の記憶では、数年前まで教育委員の4名の方の中で元学校の先生が1名ないし2名だったかと 思うんですけれど、ここ数年で今3名になっていらっしゃいます。教育長まで入れたら、入れたら と言い方はおかしいですけれど、会議などで教育長もたぶん入ると思いますので5名中4名が元学 校の先生、それも校長先生ということで、1名の方が保護者と言いますか、一般の方かなと思いま すけれど、今のような体制でいきますと、もう、教育長と現在の小中学校の校長先生だけでも良い のではないかと思えるような状況ではないかと私は思いますので、町長はどのようにそういうもの を考えていらっしゃるか。あと、会議の雰囲気など、1名の保護者の方が意見などが言える雰囲気 なのか。そういうものを今度教育長にお尋ねをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

私が面談をいたしまして、引き続き自分で、最後のご奉公ということでやらせていただきたいということもございまして、私は引き続き継続をお願したということでございます。

学校の教員の方かどうかという問題でございますが、徐々に、今1期目をされて次に2期目という時に私の、町長の権限でできるのでしょうけれど、やはり本人の意思も尊重したいということで、私はできれば1期、2期ぐらいは継続してお願いをしたいという方針でございます。どうしても本人が固辞された場合はそういう形で、違う方向からも考えざるを得ないのかなと思っております。以上であります。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

教育長の方が。

○議長(吉永秀俊君)

教育長、答弁をお願いします。

○教育長(粒﨑秀人君)

保護者代表の委員の方ですけれど、今年度から初めて委員になられましたので、最初はちょっと 戸惑いもあられて発言が少のうございましたが、段々慣れてこられまして発言もされるようになり ました。雰囲気的にはそう発言をしにくいということは感じておりません。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に質疑はありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今度指名されました現在の岩崎、長崎大学出。この方については、毛頭、人格的にも立派な方だと私も思っておりますので異議はありませんけれど、これは立山議員と似たような質問になるかと思いますけれど、町長は従来から現在の教育委員会は、やはり校長先生の上がりの方に非常に偏っているとずっと言っておられました。したがって、それ以外の方は、次は任命をしたい、このようにも言及をしておられました。そういうことで、それ以外の方を探されたのですか。探されてなかったのか、その点をお聞きしたい。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

まず、これは欠員が生じたときにお願いをするわけでございまして、探す探さないではなくて、まだ現在任期中であられまして、私が交渉をして、お話しをして、欠員が生じた時にそういう次の依頼をするということが原則でございます。今いらっしゃってお願いをした段階で、本人も受けていただけたということは欠員が生じたわけではございませんので。今までも岸川先生などがお辞めになられて、どうしてもお辞めになるという時にはしばらく欠員が生じました。今回は、本人が快諾をしていただきましたので、今いらっしゃるところで次の方に話しをすることはあり得ません。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

今の件なんですが、今の町長の答弁では、辞めないと言わない限りは続けさせるというようなニュアンスで私は捉えたのですが、そうなんですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

私が申し上げましたのは、今1期目されていますので、できれば2期は継続をしていただきたいと。全ての方にも、前回の大安先生の時もお願いをしましたけれど、どうしてもいろんな事情があってできないということでございましたので、また再度新しい方をお願いしたということです。

お願いをして本人が快諾をされた場合に、いや、それはできませんということは、私は言わないつもりです。最低2期はお願いをしたいという考えでございましたので。全ての方に今までお辞めになった方にもう一回お願いします、お願いしますと言って来ましたが、結果的に受けていただけなかったから変わってきた。今回は、岩﨑先生がやってみましょうと、まだ健康的にも自信がありますからということだったので、こういうことでお願いをしているということでございます。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

3期目はどうなんですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

そういう先のことはわかりません。私の任期もありますし、3 期、4 期ということはあり得ません。

○議長(吉永秀俊君)

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

町長ですね、確かに本人が言ってきたから、お断りする理由はないと言われるんですけれど、それも一番論点は、一番大事なことは、やはり、この教育委員会をどういった構成にするか。しっかりとした委員会にしていくということが一番大事だと思うんです。やはり偏っている委員会、地域性もあります、地域性も、やはり千綿地区、彼杵地区、いろんなところで考えなければいけません。人材構成も考えていかなければいけません。それから年齢の配分も考えなければいけません。そういった総合的に考えて、ただ希望しているから、希望されたから自動的に、今、森議員が言われたように2期目、3期目。もし、町長、仮の話をしてはいけないんですけれど、次回も当選されて3

期目希望されたら3期目いくのかと、こういう論理になってまいります。これはちょっと筋が違うのではないかなと。

やはり、原点は教育委員会をどのように作っていくかという町長の意思がピタッと出ていなければいけないです、その教育委員の中に。それが感じられない。ただ、次の方が希望されたからあげてきたと。こういうことでは、ちょっと、今後の教育委員会は先がどうなるのかなと思わざるを得ないというのが私の意見なんですけれど、町長、いかがでしょうか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

先ほどおっしゃいましたように、今丁度校区的に、千綿小学校、旧大楠小学校、旧音琴小学校の管轄区から、丁度、今だいたい出てきていただいております。それで、岩崎先生もお話しを聞いて、まだこれは十分今後の反省も踏まえて、いろんな知識も豊富でございますので、私の判断としてお願いをしたと。後は、議員さんがここで可決か否決か、同意か同意しないかは、これは私も議員でおりましたから、議決権がございますから。私の信念として今回こういう上程の仕方をさせていただいたということでご了承をお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第92号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場入口施錠)

○議長(吉永秀俊君)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、口木俊二君、4番、浪瀬真吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(吉永秀俊君)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(吉永秀俊君)

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長(有川寿史君)

それでは読み上げます。1番、林田二三議員、2番、立山裕次議員、3番、口木俊二議員、4番、 浪瀬真吾議員、5番、大石俊郎議員、6番、尾上庄次郎議員、7番、後城一雄議員、8番、浦富男議 員、9番、森敏則議員、10番、橋村孝彦議員。

○議長(吉永秀俊君)

投票漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。3番、口木俊二議員、4番、浪瀬真吾議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(吉永秀俊君)

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 2 票、反対 8 票、以上のと おり反対が多数です。

したがって、議案第 92 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開けます。

(議場出入口開錠)

日程第15 議案第93号 町民グラウンド屋外照明設備改修工事請負契約について

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第 15、議案第 93 号町民グラウンド屋外照明設備改修工事請負契約についてを議題と します。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、議案第93号町民グラウンド屋外照明設備改修工事請負契約についてでございます。 次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約の目的、町民グラウンド屋外照明設備改修工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約の金額、7051万円。4、契約の相手方、住所 諫早市貝津町1426番地2、会社名 株式会社三恵電業、代表取締役 田村瑞男。令和2年12月8日提出でございます。

提案の理由といたしまして、町民グラウンド屋外照明設備改修工事の請負契約を締結するため、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出 するものでございます。詳細につきましては教育次長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決 定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長 (岡木徳人君)

工事の概要についてご説明いたします。2枚目に添付いたしております図面をご覧いただきたい と思います。

まず、図面の中央が町民グラウンド、上側がテニスコート、下側が高速道路という位置関係になっております。また、右側の右下がBコートの野球コート、左上の方がAコートのソフトコートということでご覧いただければと思います。

先ず工事の概要ですけれど、現在、夜間照明の施設が8基ございます。この全てを新しく支柱も含め取り替えを行うものです。現在、水銀灯で照明を行っておりますけれど、水銀灯が生産中止ということで、現在、在庫の部分でしか調達ができない状況ですので、今回LED照明に全て取り替えを行う予定です。

また、これに併せまして、駐車場に4基街灯がありますけれど、これの照明器具もLEDに交換をいたします。

それから、自動点滅器ですけれど、現在故障をいたしておりまして、使用不能の状況で管理人が 直接手作業で照明を付けておりますけれど、今回、その自動点灯盤もバーコード式に取り替えをい たす予定にいたしております。

次に契約相手方であります株式会社三恵電業につきましては、本町の教育関係工事の直近の受注 実績といたしまして、令和元年度の彼杵小学校の空調設備設置工事の受注実績がございます。以上 で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

まず、この照明が従来の照明と今回4灯用が2か所、6灯用が2か所、10灯用が4か所できるんですけれど、従来の照明と比較してどのように、どの程度明るくなるのかわかりますか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長(岡木徳人君)

スポーツ施設におけます野球、ソフトの照明の光度、明るさの基準に基づいて設計をいたしておりますけれど、基本的に灯具の数は現状と同じ。ただ、体育館の照明などは水銀灯から LED に中学校の体育館等は替えております。感覚としては LED 照明の方が明るくなっておりますし、また、光が目に入った時の眩しさなども多少やわらぐのではないかなと思っております。

更新ということで考えておりますので、規定よりも増して明るくするということにはいたしておりません。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

照明の数についてお尋ねですけれど、野球コートとソフトコートで照明の数が違うというのはわかるんですが、A コートの3星側が6灯用が2つ、1塁側が4灯用が2つとなっているのには意味があるのですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長(岡木徳人君)

これについては、専門家に実施設計の委託を行っておりまして、それに基づいて今回発注ということにしております。当然、灯具の向きとか野球コートは塁間についてもソフトコートよりも広いですが、外野も含めれば広いということになっておりますので、その付近で若干 A コート、3 塁側、1 塁側も含めて灯具の配置がこのようになっているのではないかと考えております。専門的なこと

については、現在資料がありませんので、わかる範囲でいきますとそうではないかと判断しております。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

ちなみになんですけれど、予算的にとかということではないということですかね。専門的な方が 見てこれで大丈夫ということですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長 (岡木徳人君)

予算が足らなかったので減らしているということは一切ございません。専門的な設計士に実施設計をしていただいた上で野外活動施設ですかね、そういった所に規定する明るさの基準を満足するように実施設計を行っております。当然、現地でも光度の検査としまして、その設計に基づいての今回の発注ということです。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

先ほどの次長の説明では、従来は担当の方が来て点けたり消したりというようなことで、今度は バーコードを使用したというようなことを言われたわけですが、もし、いろいろなチームとか、あ るいは団体の方が夜間に借りられる時は、バーコードを使ってかざせば自動的に点くというような システムなのか。従来のような係の方がいちいち点けたり消したりするようなことがないのかどう か、その辺を詳しく教えていただければなと思います。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長(岡木徳人君)

新しく設置します自動点灯盤につきましては、受付の段階で紙に印字されたバーコードを借用者 に配布しますので、それをかざせば自動的にスイッチが入ると。ただし、何時から何時までという ことでの借用になりますので、かざした時点で点くということではなくて、7時からその日の9時 まで借用していただいていれば、7時ちょっと前にバーコードをかざしていただければ7時から9時までの間点灯するというふうなシステムになっております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

この町民グラウンド、私も過去ソフトボールで使わせていただきました。その時に非常に暗いなと、ソフトボールの球自体が見ずいらいという印象を持っておりました。ましてや、ソフトボールでそのくらいですから野球の球は小さくなります。野球とかソフトボールをやっている方のチームのご意見、照度はこれで良いのかという調査、アンケート、聞き取り調査はなされたのですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

教育次長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長 (岡木徳人君)

改めてのアンケート調査はしていないですけれど、やはり、議員ご指摘のように、例えばソフト 用のコートのライト側がちょっと暗いとか、そういった声は聞いております。ただ、原因を調査し たところ水銀灯がやはり1つ、2つ切れていたり、あるいは台風の影響かもしれませんが、向きが 少し違う方を向いていたりというふうなところがありまして。

それから、また、劣化によりまして、グラウンドのクレーコートあたりが白っぽくなっておりまして、ボールも白ですのでなかなか判別しにくい、見にくいという声も聞いております。今回この 夜間照明設備の改修工事の、先行工事としてグラウンドのクレーコートも既に完了しまして、そう いった一連の改修工事によって利便性はかなり向上するのではないかと期待をしています。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

なぜこういうことを私が言っているかというと、もうできてしまった後に照明を明るくしようとしてもこれはまた大変な予算が掛かるわけですよ。今の段階において、やはり、ここの施設を利用する人の、ソフトボールのチームの方々とか、野球をされている方々とかおられるわけですから、そういう方々の声を入れて、やはり使う人の身になってやらないと、その声を聞いて、得ずしてこういう設計というのはいかがなものかなと。こういう点で、もう一度発注する前にもう予算はできているんでしょうけれど、これは発注しておられるんですか。予算とれていますね。

ここのところがまたどうなのか、もう一回聞き取り調査が、修正できるのかどうか。予算が、私 たちが決めることなんですけれど、できるのかどうか、町長いかがでしょうか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

これは、利用者の方もそうですけれど専門的な、どこでも工事をされた会社の方でこういうルクスとか照度を出されて、そして、おまけにこのスポーツサッカーくじでございまして、繰り越しができないということで補助を半額もらうようにしております。ここはプロに任せて私たちも承認をしておりますので、何卒ご理解をいただければと思っております。

○議長(吉永秀俊君)

他に。教育次長の補足説明を許可します。教育次長。

○教育次長(岡木徳人君)

説明がちょっと不足しておりましたけれど、これまで寄せられていた A コート側のライトの少し暗い、あるいは A コート、B コート同時に使った時に、例えばライト側が光が入ってくるとか。そういったところは、設計の際に設計会社の方に伝えまして、それを解消するようなところも含めて依頼をしております。

そして、施工につきましては、設置後にそれぞれ点灯試験などもしまして、それぞれの箇所で規定の照度があるかどうか、施工管理の中で確認しながらしていきます。仮に、どうしても現場で照度が足りないということになれば予算の範囲内になりますけれど、灯具の追加とか向きを変えるとか、そういったところは柔軟に利便性、規定を損なわないように工事監督の中で実施していきたいと考えております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 93 号町民グラウンド屋外照明設備改修工事請負契約 については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会(午前11時41分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富 男